

# 平成20年度

## 秋田県国土利用計画審議会議事録

開催日時 平成20年5月1日(木)  
午後1時30分から午後3時まで

開催場所 秋田県庁議会棟 大会議室

出席委員	河 辺 信 男 会長	木 村 一 男 委員
	関 重 征 委員	高 久 臣 一 委員
	井 上 正 鉄 委員	神 部 毛 毛 委員
	木 村 一 裕 委員	鈴 木 玲 子 委員
	金 子 健 三 委員	穴 戸 豊 和 委員
	石 山 久美子 委員	加 藤 純 子 委員
	上 村 レイ子 委員	梅 森 栄利子 委員

## 平成20年度秋田県国土利用計画審議会

司会（鈴木課長）

ただいまから平成20年度秋田県国土利用計画審議会を開催いたします。暫時、司会を務めさせていただきます、建設交通部建設管理課長の鈴木でございます。よろしく申し上げます。

本日の出席された委員の方は14名となっております。秋田県国土利用計画審議会条例第6条に規定する過半数を超えており、本日の会議が成立しておりますことを皆様にご報告申し上げます。

なお、古谷委員からは、所用により欠席のご連絡をいただいております。

それでは、次第に従いまして、進行いたします。

はじめに、河辺会長からご挨拶をお願いします。

河辺会長

昨日、仕事の関係で角館に行ってきました。ところが、あの有名な楡木内川の桜はすべて終わってまして川原とかには誰もいませんでした。また、武家屋敷方面にも行ってきましたが、枝垂れ桜はほとんど終わってましたが、観光客はかなり多くて歩行者天国もやってみて非常に混雑してました。なんか今年の秋田県の桜は、ぱっと咲いてぱっと散って、私なんか桜は千秋公園で見ようとしてたんですけども、見る機会を逸してしまいました。なんか変な感じがいたします。

さて、ゴールデンウィーク直前の大変忙しい中にもかかわらず、多数の委員の方にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日の審議会は、秋田県国土利用計画の原案について最後の討議・検討と思っております。この原案は昨年7月と9月に特別委員会をやりまして、そこで検討され、さらに昨年の10月と2月の秋田県国土利用計画審議会に諮られ、そして本日の審議会が最終のという事になるのかなと思っております。どうぞご出席の委員の皆様には活発な会議になりますようお願いいたしまして、甚だ簡単ではありますが、私のあいさつとさせていただきます。

司会

ありがとうございました。続きまして、建設交通部長の中山より挨拶させていただきます

中山部長

建設交通部長の中山でございます。

本日は、秋田県国土利用計画審議会を開催いたしましたところ、ご多忙にもかかわらずご出席賜りまして本当にありがとうございました。感謝申し上げます。また、委員の皆様方には、常日ごろより県政

の推進にご尽力頂きまして、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

さて、秋田県の国土利用計画は、先ほど河辺会長からもお話ございましたが、全国計画を基本として策定することとなっておりますが、その全国計画の基本的な改定による原案によりますと、持続可能な国土管理を基本方針に掲げ、それに向けた改編が行われてきたところでございます。

秋田県の国土利用計画におきましても、その全国計画の改定における検討の視点、これを基本といたしまして、特別委員会の開催を含めまして、皆様からご意見を伺いながら検討を進めてまいってきたところでございます。本日はその原案につきましてお諮りしたいと考えてございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

限られた時間ではございますけれども、先ほど会長の方からもお話ございましたが、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

司会

それでは、会議に入ります前に、本日ご出席の委員の皆様をご紹介申しあげます。名簿の順にご紹介させていただきます。

木村一男委員でございます。関委員でございます。高久委員でございます。井上委員でございます。神部委員でございます。木村一裕委員でございます。鈴木委員でございます。金子委員でございます。宍戸委員でございます。石山委員でございます。加藤委員でございます。上村委員でございます。梅森委員でございます。

あと事務局を担当しておる職員が2名ほど4月のこの度の異動で替わってございますので。鎌田主幹（兼）班長でございます。工藤主任でございます。前の七尾、佐藤同様よろしく申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。議事の進行は、河辺会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（河辺会長）

それでは、座ったままでよろしく申し上げます。

それでは議事に入ります。まずはじめに審議会運営規程第5条に基づき、本日の議事録に関する署名人を梅森委員にお願いしたいんですがよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、知事から当審議会に、秋田県国土利用計画の変更について諮問されておりますので、これについて審議を行います。

はじめに、事務局より説明してください。

事務局（工藤）

それでは、秋田県国土利用計画の改定について説明させていただきます

ます。

まずは事前に送付いたしました資料等の確認をさせていただきます。はじめに審議資料と表題のついた資料で、1枚目は今回の審議会への秋田県知事からの諮問文の写し、次に今回の諮問案の秋田県国土利用計画（原案）、次に資料1としまして秋田県国土利用計画原案の要点、次に資料2としまして国土利用計画改定に関する経緯及び今後の予定、以上が審議資料となっております。

また、参考資料として秋田県国土利用審議会委員名簿、次に、関係法令等をまとめた資料、以上を送付させていただいております。

さらに、この審議会にてご審議していただく内容ではありませんが、パブリックコメントでご意見をいただきましたのでお知らせします。それにつきましては今日お配りした1枚ものの資料となっております。以上、資料が不足しているようでしたらお知らせください。

それでは秋田県国土利用計画の改定について説明させていただきます。まずはじめに、前回の2月1日にて開催されました審議会において、国土利用計画の改定素案及び関係資料をお示しし、その内容などについてご審議していただきました。その際に御意見のあった部分を修正して3月中旬に委員の皆様へ資料をお送りしております。

その修正箇所につきまして再度ご説明させていただきます。15ページの下の方にあります、「4 環境の保全と美しい県土の形成」の(1)の部分ですが、修正前では、ここの部分は「地球温暖化」という表現を使っておりましたが、前回、地球環境を悪化させている要因の一つが地球温暖化であり、環境の保全と美しい県土の形成という観点からすると、あまりふさわしい表現ではないのではないかと、井上先生のご意見をいただき、ここは「地球環境保全」という表現に修正して作成しております。

また、関係省庁からの意見調整により変更されている部分もあります。国土交通省からは、全国計画の素案で新たに示している視点と同様に記述することが望ましいとのご意見から、全国計画との整合性を図るため、表現の調整等を行いました。また、林野庁からは13ページにあります、「2 地域別の概要」において、森林の他用途への転換見込量を明確にすることが望ましいとの意見を受け、具体的に面積を記述することにしました。

以上につきましては3月にお送りしました資料では修正済みの事でしたので、すでにご承知かとは思いましたが、ご説明させていただきました。

そしてその修正後の資料につきましては、各市町村からの意見聴取及び、パブリックコメントの募集をしました。各市町村長からのご意

見はありませんでしたが、パブリックコメントにおきましては、1名の方から2件のご意見をいただきました。このご意見につきましては、秋田県国土利用計画改定案に盛り込まれている部分でもあり、今回の改定作業に対しましては直接影響の出ない内容であると判断し、このようにお配りした資料のとおり回答したいと考えております。これにつきましては美の国秋田ネットにて後日掲載されることとなります。

秋田県国土利用計画については、今まで委員の皆様には何度もお審議していただいております。内容をご存じとは思いますが、少し説明させていただきます。

秋田県国土利用計画については、国が策定する国土利用計画の全国計画を基本として策定することとなっております。この計画は、性格上、具体的な事業や開発計画を示すものではなく、公共、民間事業者、個人を問わず、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した生活や生産活動を行うため、県土の利用に関する行政上の指針を示すものとなっております。資料1では秋田県国土利用計画原案の要点があります。現在の県土における諸課題を受け、県土利用の基本方針等をまとめてあります。今回の改定のポイントとしては、人口減少等に伴う土地のゆとりを県土の質的向上を図る好機ととらえ、土地の有効利用に努め、土地利用転換はできるだけ抑制しようという点、また、土地需要の調整を図るだけでなく、県土利用を総合的にマネジメントしていく点を新たな観点として盛り込んでいます。そして秋田県国土利用計画の目標年次については、今後閣議決定の後、発表になる全国計画に合わせて平成29年度と設定しております。

それでは秋田県国土利用計画の改定作業について今までの経緯、そして今後の予定について資料2により説明させていただきます。

昨年度は、庁内の関係課、県内市町村、国の出先機関等に改定素案等に対する意見調整等を行いながら改定案を作成しつつ、国土利用計画審議会を2回、特別委員会を2回開催しております。そして今までご審議いただきまして、このような改定案となっております。そして本日は県知事から、その改定案に対する諮問ということでの審議会の開催となっております。この後の予定についてですが、前回の審議会では、改定案は6月議会へ提案するという方向で進めてまいりましたが、国で策定する全国計画が、2月13日の国土審議会においては原案に異議なしとの答申がなされておりますものの、未だ閣議決定しておらず、先送りにされております。この現状を踏まえ、今までの姿勢どおり、国の全国計画決定・公表後の提案が望ましいものと考え、今後の手続き予定時期を延長せざるを得ない状況となっております。資料2では9月議会へ提案する形として記入しておりますが、

あくまで現在の見通しでありまして、今後も国の動向により変わってくる可能性があるということをご承知おきくださるようお願いいたします。

本日は秋田県国土利用計画改定案についてご審議していただき、県議会へ提案する原案にしたいと考えておりますのでどうかよろしくお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問お願いします。  
どなたか特にないですか。はい、高久委員どうぞ。

高久委員

先程のパブリックコメントの意見が2つありますけども、意見2の取扱について再度お聞かせいただけませんか。これはこういう訳でペーパーとして、こんな感じでご覧なっていたきたいと言う感じで受けたんですが、この案の中にあるのか無いのかというのを、私聞き漏らしてしまいました。その取扱について。

事務局（鎌田）

お手元にありますパブリックコメントへの対応という一枚紙なんですけれども、これは、こういうような意見が寄せられましたと、それに対してこちらの事務局側としましては、こういうような対応をしたいという事で、皆様にお配りしたものです。そしてここに書いてありますように、休耕田は放置され原野化しています。県ではこれらを借り受け農業をやりたい人に貸付けすれば、秋田県の農業出荷額も増えると思います。数人ずつチームを作って競わせれば良い結果が出ると思います。というご意見でございました。これにつきましては、皆様から今までご審議していただいた内容の中に、県土の利用に関する基本構想というところで、所有者等に適切な管理に加え、多様な主体が直接的に間接的に参加することを促進することにより、森林・農用地としての活用を図る。というところで包含出来るのかなと考えております。補足でございますけども、パブリックコメントを寄せられたわけですけども、相手の方に直接こういうふうに考えておりますというふうな回答出来ればいいですけども、実はFAX等で寄せられてるんですけども、相手方の連絡先等が一切書いてありませんでしたので、こちらの方といたしましては、県のホームページに掲載しまして、それを見ていただこうと考えております。

議長

よろしいでしょうか。

高久委員

はい。後でまた熟読させていただきます。

議長

それでは他に何か。何でも結構です。何かありましたら。

宍戸委員

計画で大事なことは、例えば森林にしたところが、森林でなくて次第に荒れてくるとか、農地として利用するとしたところが、農地ではなくなって、まあ、名目上は農地だけれども、放置されていると。そういうふうな状態を防ぐ事にあると思うんです。そうするとあの、耕作放棄地が次第に増えていく、これは県内だけでなく全国的にその傾向があって、一つの都道府県にそっくりその分のその農地が荒れた状態となっているというふうな事になっておりまして、そういうことに県が、その耕作放棄地を防ぐために積極的にこれから関与していくというふうに、理解をしてよろしいものでしょうか。

鈴木課長

確かに宍戸委員ご指摘のとおり、耕作放棄地につきましては、ここ15年位で3倍くらい、農林業センサスでいきますと、その程度のグレードで増えてきてございます。それで、新世紀あきたの農業・農村ビジョンとか、そちらの方で実際の対応にはなるわけですけど、ある意味積極的といいますか、そういった形の対応は、県としてはせざるを得ないと言いますか、なってくるだろうと思います。ただ、こちらに書き込んでおきますのは、あくまでも上位計画としての理念の部分になりますので、皆さんご存じのとおりなんですけども、なかなか実際問題こういうふうに取り組んでいきますよ、という具体的なところまでは書き込めない形になっておりますけど、そこら辺はやっぱりご理解いただければと考えてございます。

議長

他に何かございませんでしょうか。

関委員

あのう、今更聞くのもおかしいんですけども、森林、この3ページには秋田県の造林地が、それこそ全国的にも割合を上回ると書いてますけど、国有林が47%、森林が多目的機能を発揮する上で、安定的な役割を果たすというふうに結んでますけれども、現実にはそろそろ伐期に達してきてる訳ですけども、森林も伐採してそのままにしておくという再造林放棄地というのが非常に増えてきていると、その辺のあれが、全くこういうスタイルで結んでしまっても良いのかなという気がしないでもないんですよね。民間の山ではほとんど切りっぱなしになってきているんですよね。今は造林に対する補助金がない。今現在植えてある、30年、40年という木は、ほとんどが国、県の補助

金でその造林をして、補助金で間伐なりをして、頑張って今まで育ってきたものがほとんどなんです。自力でやっているものなんかほとんど無いです。国、県、市町村の補助金で山林が成り立ってきた。それをその、伐期が来たからといって、今度は切る人が無差別に切りっぱなしで金取って、後は補助金が無いものですから植えないという事が一番恐ろしい気がするんですよね。これは私、森林組合として再三林業の話はしてますけど、こういう持続可能な国土利用という観点からいけば、この辺をなんか一行でも謳ってもらえればありがたいかなという気がします。まあ、今更話してもおかしいかな。以上です。

鈴木課長

すみません、森林関係の方なんですが、地域類型別の県土利用の基本方向というのがまた後半の方にございまして、9ページの(2)に書き込みさせていただいてございます。森林の持つ多面的機能を享受しつつ、森林吸収源対策の着実な実施や森林資源の循環利用に取り組み、次世代へ豊かな状態で継承していくことが出来るよう、多様で健全な森林の整備と保全を図る。ということで、これは関委員がおっしゃった考え方をもちながら記載させていただいてございます。原課の考え方としましては、森林資源の循環利用ということで、適切な管理により森林資源の充実や、森林の林齢構成資源量の平準化、森林施工の効率化等により森林資源を継承していく必要があると、そういう考え方をもちながら、実際の計画面では動いていくと。そういうふうな解釈をしてございますのでよろしくご理解下さい。

関委員

この計画面というのは何の計画ですか。

鈴木課長

森林に関する長期計画はですね、21世紀・あきたの森林づくりビジョン、あとは、水と緑の基本計画と国有林地域別森林計画、地域森林計画等々、それぞれ各所管している課の方から、この基本的な方向にそった形の意見を頂戴しながら策定してございますので。

関委員

それは私も大体分からない訳ではないですけども、そういった記述の中にはですね、再造林放棄地については全く謳ってないんですよ。その再造林放棄地が非常に今後も増えてくると、私はそういうふうにご考えていますね。特に伐期に達すると林家の方々はお金が欲しいというだけで木を伐採してしまっ。今の状態ではね、再造林すると木だけが無くなるっていう仕組みなんですよ。まあ、この辺に問題があると思うんですけども。ですから私的には皆伐を抑制するとか、そういうふうなのがないと、どこにもないのかなという気がする。できれ



ば皆伐を抑制するとか、列状伐にするとか、或いはそういったその国土が荒れないような方策というものが無いのかなという気がしないでもない。

鈴木課長

例えばですね、ご披露しますけども、21世紀あきたの森林づくりビジョンというものがございます。その中にですね、ちょっと読み上げますので。スギ等の人工林については、樹木の生長に合わせて、下刈や間伐等の適切な作業を行います。また、複層林施業、長伐期施業の導入や混交林化を図ったりしながら、裸地化を抑制し、健全な水循環の確保や森林土壌の安定化を図ります。と、こういうふうな記載がございまして、ここである程度、今関委員がおっしゃったあたりが読めるのかなと考えてはございますけれども。

関委員

わかりました。読めると判断すれば読めない訳ではないですけども。私は実際は全然違う方向に行くんじゃないかという気がします。特に個人の山なんかはその計画どおりには絶対いかないと思ってます。現実にも今もそうなんです、合板工場はものすごい勢いで秋田スギを使っていると。それはほとんどが個人の山を切って皆伐したつきり植えてないんですよ。これが現状なんです。それがそのどんどん、どんどん増えてくる。例えば、今の林野庁の計画ではおそらくその3倍、今現在合板がですね、全国的に130万立方メートル使っているんですよ。それをね、ここ3年くらいで300万立方メートルに増やそうとしている。と言うことは、間違いなくこの辺の山をものすごい勢いで切ると私は思っていますね。切るのは良いんですけども、ただ、その時にこういった計画だけで、その実際個人の山には歯止めがないということ、森林組合とか県とかは、きちんとした計画を持っているんですよ。聞けばなるほどと思うけれどもね。現実にはしかしその個人の所有物ですから実際歯止めが無いんですよ。ただ、私は現実的には現在の山というのは、ほとんどがその補助金で成り立った山だと思っています。そういった意味で、今なんか、そういった歯止めという訳ではないんですけど、皆伐だけはやめて下さいと。こういうふうな政策がなければ国土がめちゃくちゃになるような気がする。あえて今更言うのもおかしいような気がするけども。以上です。

鈴木課長

関委員のご意見は原課の方には伝えていくとともに、私ども計画を立てた後も、国土利用計画管理運営ということで毎年調査していく形をとっておりますので、そちらの方とも十分連携を取りながら進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

関委員

分かりました。

議長

ありがとうございます。他にありませんか。

井上委員

あのう、似たような例が無い訳じゃないんですよね。30年位前にフィンランドのヘルシンキ大学で聞いたんですけれども、木を切るときは法律でそれに見合う苗を植えろ、そういうふうに法的に決まっているんですね。皆伐によって山が荒れるとしたらやっぱり行政の方でそういう事を条例化でもなんでもしてきちんとしてないと、みんなで山を守るという意識、それを補助金だって大事なことですよね、持ち主が利益を得るだけじゃない話ですから。やっぱりそれはなんとか条例でという形になると思うんですけど。切ったら必ず植えろと、そういう方向を、或いはなんかして欲しいと思います。

高久委員

まあ、正確な情報ではございませんけれども、中国が大変景気がよろしいということですが、ロシアには森林資源があるわけですが、いわゆるお金に任せて日本の山を買おうと。商社を通じて買おうと、そういうふうな情報も一部入ってきております。そうやって彼らの考え方はもうバツサリやってしまうというような考えですので、秋田県だけではなく、どこの山林も今、中国やロシアの景気の中で狙われておると、そういう状況にありますので、この中に謳うことは出来ませんが、何かの方策を考えていかなければいけないのではないかと不安を感じております。以上です。

議長

他に何かありましたら。

鈴木委員

今、森林の事について凄く心配なされていますけれども、県土のためにこの15ページに県土の保全と安全性の確保ということで、(1)、(2)とありますが、(2)のところ非常に大事なことが書いておりました、(2)の下のところ森林管理の県民と理解を参加、そして森林管理のための基礎条件の整備を推進するとありますが、今のご心配なされていることを、ちゃんとやろうとしていることは、ここで何か書かれているのかなというふうに思いますが、整備を推進するというよりも、整備をしなければいけないというふうに強い言葉がここに欲しいというか、みなさんの理解も必要だけれど、なんかそういう事をみなさんが理解出来るような基礎条件の整備をするというふうになればいいなというふうに思います。なんか色んな事を全てに渡って書

いているんですが、心配なところもあるというのはそのとおりだなと思っております。この点なんか今のご心配なところで、ここでやっているのかな。基礎条件の整備を推進する、本当に森林は大事で無くなったら大変ですよ、(1)で書いてあるように。

鈴木課長

ちょっと今細やかな計画については、こちらの方に持ってきてございませんので。

鈴木委員

大きなところで是非書いて欲しい。

鈴木課長

各課の整理の仕方はですね、基本方向は県土利用の質的向上だとか、有効利用の土地需要の量的調整だとか、マネジメントだとか、そういう観点で一応一通りの整理はしてあるんですよ。ですからそんなにここご心配の向きの漏れはないものと私ども理解しておるのではございますけども、実際問題細やかに書いてる事はちょっと本体の方を見ないとはっきりしない。

鈴木委員

切ったらそういう条件みたいなのを載せてもらえれば。

鈴木課長

関委員、鈴木委員の仰っていることは理解してございますけれども、書きぶりとして、こう読めるなというのちょこちょこあるんでございますが、具体的にそうだっていうところまでは。

事務局（鎌田）

7ページをご覧くださいませでしょうか。7ページに県土利用の総合的なマネジメントということで、(3)として書いてございますけれども、この中で下から3、4行目ですか、県や市町村による公的な役割の発揮、土地所有者等による適切な管理に加え、地域住民やボランティアによる植林活動や農業水利施設の維持等、直接的な県土管理への参加のほか、県内で生産されたものを県内で消費する地産地消の推進や緑化活動への募金等、間接的に県土管理につながる取り組みなど、多様な主体の参画・連携を促進していく、というところで、この部分については前から載せてあった部分ではないかなと思います。以上です。

関委員

あの、私があえて言わせていただくのは、今回県議会で環境税が了解されましたよね。あれはみなさんが森林の公益的機能を持っているのを理解しているから、出してくれる方はみんなはっきりそれこそ議案がスムーズに通った。けれども果たしてそれが、ここのこの持続可

能の、国土利用計画の中ではその辺の歯止めが有るのか無いのかという感じがするもので。まあ、やっぱり出してくださる人々の、これから出そうとしている人々の、完全になんかその、山が荒れたのでは、騙した事になりかねないなという気がしないでもない。今になってから申し訳ないんだけどね。ただ、全体の流れとしましては、私は商売だから分かっているんですが、敢えて言わせてもらいました。

宍戸委員

基本的なことをお伺いしたいんですが、恥ずかしい所があるんですけど、あの資料1のですね原案の要点の所には、森林資源の循環利用というふうな事が書かれてまして、まあ、あの基本的に切ったらまた植えて、それを森林として持続させるというかですね、利用し続けるというふうな考え方っていうのは、謳われているなと理解出来るんですが、それでは、森林と原野の明確な違いというのは有るのか無いのかですね、例えば、利用できるような木がですね、単位面積あたりどれ位生えているところが森林で、それを切ってしまうと直ちに森林でなくなるとかですね、切り株が残っているとか、幼木がいくら生えているとかですね、そういったところでも一応その計算上といいますか、分類上は森林と見なすとかですね、何かそういったものっていうのはあるんでしょうか。

議長

あのう、これは分からないと思います。つまりその定義がですね、森林ではないものは原野なんですよ、消去法ですから。定義できないものが原野や雑種地とかですから、定義出来ないもの、残されたものを原野とか雑種地とかの言葉でくくっているの、ちょっと定義できないと思いますよ。

関委員

あの、何れは採草地であったと。それこそ、草を刈って馬とか牛に食わせる所は山ではなかったら原野で、その原野と森林、要するにそれを木を植えたときに森林へ表示変更しなければならないのですよ。それをしないと原野のままになってしまう。ただ、今の原野の捉え方というのは採草地や牧場とかそういうふうな感じのものであって、あとは植林したところは森林と解釈していく、数量の多い少ないは別だと思う。と私は思っています。

事務局（工藤）

国土利用計画で言いますと、森林という定義は森林法にいう国有林と民有林の合計となっております。それで原野というのは雑草とか生えるままの状態に放置されている土地でありまして、国土利用計画におきましては世界農林業センサス林業調査報告書の森林以外の草地

の事でありまして、採草牧草地または林野庁所管の国有林以外の土地を言うとなっております。

議長

宍戸委員お分かりになりましたでしょうか。

宍戸委員

考え方として、まあ、この計画そのものが基本的な理念を示すことなんで、具体的にどこをどうというふうな計画では無いんですけどもそうすると、考え方として農地も森林もですね、本来の使われ方をしている分には良いけれども、それを放置したり、ちょっと気を弛めたりしていると、原野になってしまうから、そういう事はしないように何とかやって行きましょうというふうには、基本的にそういう事を謳っているんだというふうには善意に解釈すれば良いと、そういったあたりでよろしいでしょうか。

鈴木課長

12ページをお開き下さい。下の方の表の所なんですけども、県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標という所で、こちら辺で平成29年をにらんでのイメージで、この伸び率とか面積とかそこら辺を整理してございますので、道路それから工業用地については比較的伸びをを見てございますけども、それ以外につきましてはほぼ現状維持とか若干下回るとかそういった目標値を示してございます。大体こういった形の整理になりますので、今、宍戸委員が仰ったようなご理解でよろしいのかなと考えてございます。

議長

はい、ありがとうございます。他に何かありますか。

木村一裕委員

今の12ページの所と同じような所が19ページにもありますが、目標というのが地域別にありますが、例えば宅地なんかですと、要するに結構伸びがあって、都市計画の分野で言うと最近コンパクトシティとか宅地化をどちらかというのと抑える、それでまあ、既存の市街地で人が住むという事を言うと、宅地の部分で言うと105.1%ということで、まあ、平成17年から平成29年という事ですね、結構増えるのかなという感じがあるのですが、まあ言いたいことは、要するにある程度の縛りはあるし、若干トレンドというか積み上げていくところなっちゃうんだらうという所がないのかどうかですね。それともう一つは例えばよく外国では森林を農地へ転用するということが問題になったりして、ましてそういう意味でこの比率とか伸び率の全体のコントロールというのを、この審議会もそうなのかもしれませんが、庁内の中でどのように議論というか、全体を見通す事をされるの

か伺いたいんですが。

鈴木課長

この後の話ですね。先生が仰っていることは。

木村一裕委員

いえ、この表はどのように作って、この表の中で是非というか、こういうもので良いだろうという議論は、これからやられるというのでしょうか。

鈴木課長

いえ、それはもう二年程前から動き出してございますので、各それぞれの計画を所管する課とは十分に議論を重ねてきてございます。

木村一裕委員

なるほど。それでちょっと違和感があるのは、宅地なんかは105.5%に増えるとして、やっぱりどうしても新しい土地を、その増やしていくという方向が、まだ色んな市町村全体として積み上げていってしまえばこうになってしまうのかなというのが、ちょっと印象を持ったものですから。

鈴木課長

宅地につきましてでも、前の計画段階では伸びが112.7%位の目標値だったんです。それから見ますと今回105.1%ですので7%位落ち込んできてはございますので、まあ、それなりにシビアに見たのかなという感覚は持っております。

木村一裕委員

まあ人口が減っていく課程の中なんで、まあ、もう少し減っていくのかなとは思った訳なんですけども。大体分かりました。

議長

はい、よろしいですか。

井上委員

あの、6ページの県土利用の基本方針として、前段で最後の所、すなわち持続可能な県土管理を行うことが重要となるということで、(1)県土利用の質的向上となるんですけども、資料1のところの県土利用の基本方針の所、というのはですね逆になっているような気がするんですけども。県土のより良い状態で次世代へ引き継ぐ持続可能な県土管理、そのために、この3つあげたものをということで、矢印がなんか反対のような気がするんですけども。これいかがですか。持続可能な県土管理を目指して、これやるこれやるこれやる、というのは県土利用の質的向上の所に生物の多様性が確保された自然とかあるんですけども、ブラジルサミットで生物多様性条約が締結されて、それに基づいて各国が生物多様性国家戦略というのを立てたものです。

けど、その時の関係省庁は環境省だけではなく、農林水産省とか国土交通省とか昔でいう通商産業省ですね、そんなのが生物多様性条約に基づいて国家戦略を作ったんですよね。そういう意味でその中で持続可能になってというのが条約と同じように出てきたんですけども、そうするとこの持続可能になってというのは、一番頭に来るのではないかなと思いますけども。如何ですか。

鈴木課長

前半で説明したように、県計画は国土利用計画を基本とするいう形になっておりまして、今現在国土利用計画の記述の方もこういった形でその継続可能な国土管理というふうなもって行き方で整理されているはずなんです。そこら辺は国土利用計画に合わせてございますので今現在ではこういう答申にはなっております。

井上委員

ということは、だからこういった県土利用の質的向上を目指す、それから有効利用と量的調整をする、総合的なマネジメントをすると、その結果持続可能な県土管理をします。まあそれが国がそうになっているのであればそれで良いと思いますけど。

鈴木課長

より良い状態で次世代へ引き継ぐというのが前につきますけども。

議長

他に何かありましたら。はい、高久委員どうぞ。

高久委員

何れ文章にすると最大公約数を図らなければいけないので、まあ、文章としては組み入れる際に表現することは非常に難しいというふうに解釈しております。先程農地の問題もそうですけれども、いずれ2050年には90億という人口と言われておりましたけれども、2040年には90億になるだろうというふうに言われております。で、現在60億で食料は必ず窮乏するという予想がされる中で、県土は県土ですけれども、国土と言っても良い、或いはそういうふうな状況になると世界といっても良い、そういうふうな状況で、この農地をいかに、県土を国際的、或いは国の段階で戦略的な、そういう位置づけをするか、ということはこれほど豊かな農地のある秋田県にとっても、今後避けて通れない、そういう状況になるかというふうに思います。で、これを文章化したり、或いはこの中に盛り込むということは非常に出来ない相談だと思いますけれど、いずれまた非常に時代は加速度に進んでおりますので、いずれまたこれが色々改訂になる、そういう状況になると思います。で、2040年というはもう居ないんじゃないかと。2050年はもうとっくに居ないという状況になるかと思

いますが、居ない後を不安になっても仕方ないんですけども、非常にそういう意味で、この豊かな農地のある県土がどうなるのか非常に不安でありますんで、将来的にそういうふうなもので、もしこの分野でなくて、県全体としてどこかでそういうふうな啓蒙なり、或いは、出来るそういうあれがありましたら、一つここに限らず、その県土利用について、これからもご考慮いただければありがたい、というふうにこれを含ませていただいて感じとってございます。まあ、森林もそうでございます。いずれ、ほとんど我々の所有しているこの豊かな資源というのは全部そういう状況になると思いますので。ま、釈迦に説法で大変申し訳ないんですが、是非一つ今後も研究されて良い物が出来るように、ひとつお願いをしたいというふうに思います。お願いします。以上です。

鈴木課長

ありがとうございます。国土利用計画も国の国土形成計画と一体としていう話もございますので、県の国土利用計画につきましても、あきた21総合計画とは、きっちり整合性を図りながら進めて行きたいと思っておりますので、この後また、あきた21総合計画はあと2年後から新しい総合計画になると思われるんですけども、その段階で見直しが必要かどうかの判断もまた私どもとしては加えていくこととしてございますので、一つご理解の程お願いいたします

議長

なんかあの総括的な話となってきましたけれども、他に何かありますか。なければ打ち切りの方向に見えてきたようなんですが。よろしいでしょうか。

宋戸委員

度々発言してすみません、先程木村先生が宅地のことについて仰いましたけども、ちょっとあの、まあ、国会で問題になっている道路のことなんですけど、この計画ではあの、まあ、2桁の伸びを想定してると思いますか計画をしております、ということはそれだけお金をかけるということがはっきりしておりますけども、あの、道路の場合、国の整備計画とかですね、それから地方にかけられる予算がですね、変わってくるとなかなか作りにくくなるというふうな事があると思うんですけど、そこら辺は国の方針といいますか、計画とか予算配分によって、この部分、道路については十分な、十分なと言いますか、計画を変更していくとか、それとも、この利用計画で掲げた目標を達成するために、なんとか予算をやりくりしたいですね、まあ、作り方を変えたりして、この目標の達成でいいというふうにするとか、そういうふうな基本的な考え方ってのは、どのように聞いているものでしょうか。



鈴木課長

道路の地目に入っておりますのは、まず一般道路だとか農道だとか林道まで含んでございますので、まあ、一般道路につきましては、秋田道の将来像というものをベースに組み立ててございますし、今、特定財源の話のようでございますけれども、一応スパンを平成29年までみてございますので、今段階で、目標値の議論するところまでは、まだ行けないのか、逆に言いますとスパン10年で見てますので、そこら辺まで十分吸収になるのかなと考えております。なお、一般的な農道につきましては、たしか19年で大体ほぼ終了のはずですし、林道については林道の計画に基づいて行われることになっておりますので、そういった分類でそういう判断をさせていただいております。

議長

よろしいですか。

鈴木課長

実は宅地の話もあったんで、世帯数もですね、都市部で減少という話だったんですけども、秋田もここ4、5か月くらいは世帯数も減少してきてまして、そろそろ減少の傾向が見えつつありますね。まあ、3、4月のデータというのは多分外へ出て行かれる方が多いので、あまり参考にはしない方が良いのかもしれないんですけども、その前から2桁単位での減少傾向が3、4か月続いてみえてきてますので、そろそろその傾向がこちらにも現れてきたのかなと、いうふうな認識はしてございます。

議長

はい、ありがとうございます。木村一男委員、農業のことで一言ありませんか。いいですか。

それでは他に質問がないようですので、今回の諮問に対しての結論をまとめたいと思います。諮問案を了とし、答申することにご異ございませんか。よろしいですか。

委員

はい。

議長

異議がないようですので原案に異議のない旨を答申する事に決定いたします。

続いて、(2) その他となっておりますが事務局より何かございますか。

事務局（鎌田）

秋田県国土利用計画の改定作業については平成18年度から取り組んできたわけでありましたが、審議会の委員の皆様におかれましてはお

忙しい中、皆様による色々な視点からの貴重なご意見を頂戴し、そしてご審議くださいまして誠にありがとうございました。お陰様で、今日のこの会をもちましてこのように立派な秋田県国土利用計画案の完成となりました。

今度の予定としましては、先程の工藤の説明にもありますように、国の動きを見ながら県議会へ提案することとなります。そして県議会で承認された後には委員の皆様へご連絡を差し上げたいと思いますのでよろしくをお願いします。

長丁場にわたるご審議に、今までお力添えくださいましてありがとうございました。

今後も秋田県国土利用計画審議会へ、ご協力くださいますようよろしくをお願いします。

議長

それではこれをもちまして本日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。本当に何も無いのかなと思って心配しておりましたけれども、大変結構な色んな意見がでまして、ありがとうございました。

司会

ではこれを持ちまして審議会を閉会させていただきます。本当にありがとうございました。

秋田県国土利用計画審議会の状況を記載した内容に相違ないことを証明し、ここに署名押印する。

平成20年 5月 日

秋田県国土利用計画審議会

議長

印

委員

印